

今秋国で農業祭開催の予定

—農林省、開催の要領きめる—

この1月に河野農林大臣から、毎年秋に国の主催で農業祭を開催することが公表され、農林省では農業祭の行事や表彰の基準等について検討を重ねていたが、このほど成案がまとまり、「農業祭開催要綱」「農業祭表彰要領」を発表し、これによって毎年秋の勤労感謝の日を中心に関係行事が行われることになった。また参加表彰行事のうち、優秀なものには天皇杯、農林大臣賞などを出して表彰することになっている。

なお、37年度の農業祭にかぎり、36年10月1日からこの要領の実施される日までに開催された表彰行事でも、主催者の希望に応じて、農業祭参加の表彰行事に準じて取扱われ、この8月末日までに関係書類を添えて参加申込をすればよいことになっている。

「農業祭開催要綱」による開催の概要はつぎのとおりである。

1、趣 旨

毎年11月23日の勤労感謝の日を中心として、全国民の農林漁業に対する認識を深め、農林漁業者の技術改善および経営発展の意欲を図るため、国民的な祭典としての「農業祭」を行なう。

2、主 催

農林省と法人格をもつ新団体（財団法人日本農林漁業振興会—農林漁業団体および各都道府県が加入）の共催とする。

3、行 事

農業祭を農林漁業関係の各種の催しの集約点として、11月23日を中心に、①農業祭式典、②農林水産物展示会、③農林漁業展および資材展、④技術研究発表会等を集中的に行なう。

- (1) 農業祭式典には、一般式行事とあわせて天皇杯の授与および大臣賞の授賞の発表、農政に関する講演、式典後の大臣の招宴、農民漁民の郷土芸能祭等を催す。
- (2) 農林水産物展示会の実施は、会場を各県（または各部門）に割り当て、極力その獨創性を発

揮させるよう考慮し、あわせて即売会も行なう。

- (3) 農林漁業展は、農林水産物の生産および流通の過程、技術の進歩、近代化の現状等についてパノラマ、ジオラマ等によるPR。肥料、農薬、農機具等生産資材の展示を行なう。
- (4) 技術研究発表会は、大臣表彰者の記念発表、優秀な試験研究についての公開研究発表、農業改良普及員の技術研究発表を行なう。

○農業祭参加行事としては、都道府県、農林水産諸団体等が主催する県単位以上の品評会、共進会の表彰行事のうち、主催者が希望し、適当と認められるものを農業祭参加の表彰行事として体系づける。そして、その表彰行事で、農林大臣賞を授与されるものの授賞の発表等を農業祭の際に行なう。

農業祭参加表彰行事において、農林大臣賞を授与されたもののうち、部門別の最優秀なものの表彰には、天皇杯の御下賜を願う。

4、開催期日

11月23日の勤労感謝の日を中心に前後1週間とする。

5、開催場所

東京においてできるだけ統一的に行う。

6、各都道府県の行事

11月23日と期して、中央の行事に準じ、とくに農林漁業者の集会を重点に農業祭を行なう。

また「農業祭表彰要領」のうち、畜を中心とした概要はつぎのとおりである。

1、天皇杯および農林大臣賞

- (1) 農業祭参加の品評会、共進会、競作会等の表彰行事については、その出品財の優秀なものに対し、この要領の基準によって農林大臣賞を授与する。
- (2) 農林大臣賞を授与されたもの出品財のうち、その性質、内容が抜群で広く社会の賞賛に価するものについては、天皇杯の御下賜を願う。
- (3) 天皇杯の授与は、11月23日の農業祭当時に行

なう。

- (4) 農業祭参加行事は、年間を通じて随時開催されるものとする。その行事の際に農林大臣賞を授与された出品財については、11月の農業祭の農業祭の際にこれを一括発表し、記念品を贈呈する。

2、授賞対象

- (1) 農業祭参加表彰行事での表彰は、農産、園芸、畜産、蚕系、林産の6部門についてで、受賞の対象となる出品財の範囲は、各部門ごとにつきの6種目とする。①畜産、②動物、③ほ場、④技術、⑤経営、⑥生活、また詳細は次表のとおり。
- (2) 動物は家畜、家きんおよび淡水魚とし、基礎家畜のほか仔畜、肉畜など産物としての家畜も対象とする。
- (3) 技術は、①協議会、競演会、技術交換会等、人と技術の結合した個別技能、②多収穫競技、産乳、産卵能力競技等、単位生産量を条件とする技術、③生産行程の全部または一部を一貫する体系的技術

生活	経営	技術	ほ場	動物	種目
農林漁業経営に付帯する農林漁家生活	個人経営、法人経営、協業経営(協業組織)管理主体の明確なもの	ひな鑑別、装てい、削てい(多収技術、体系技術)	飼料は、牧野	家畜、家きん	牛乳、食肉、鶏卵、その他加工品、畜産加工品

受賞の対象となる有形財、無形財の範囲

3、受賞単位

(1) 参加表彰行事は、一定点数以上の出品財群からなる受賞単位をそなえることが必要で、農林大臣賞の交付は受賞単位を基礎として行なう。

(2) 産物を受賞対象とする場合には、出品点数

100点以上の出品財群をもって、また産物以外の種目を受賞対象とするものでは、出品点数30点以上の出品財群をもって、それぞれ受賞単位とする。

- (3) 産物以外の種目で予選を行なう表彰行事の場合は、予選時の参加出品財も出品点数に加えることができる。

4、出品条件

- (1) 出品者は、産物の場合にあつては、その生産者、動物、ほ場、および、技術の場合にあつてはその実技者、生産者または管理者、経営の場合にはその経営者または管理主体とする。
- (2) 出品財は一定の出品規格に適合するものとし、この規模を農業祭参加表彰行事の開催要綱等に明記すること。(ただし経営、生活および体系的技術の場合は別)
- (3) 出品財はその基礎となる技術および経営を重視する建前から、生産規模、経営規模等に一定の条件を付けて、これを農業祭参加表彰行事の開催要綱等に明記すること。

出品条件としての生産規模、経営規模等の最低基準(畜産)

経営	技術	ほ場	動物	産物
経営、頭上成鶏一〇羽以上	それを付し、最低基準とする。	以上、牧野一〇アール以上	出品する家畜家きん一頭以上	牛乳、食肉、鶏卵、その他畜産加工品一〇万円以上

当該産物の平年生産額

5、審査の基準(方針)

- (1) 産物について

出品財の品質に審査の重点をおき、外観の偏重を厳に避けるとともに、生産の基礎となる技術および経営についても十分考慮を払うこと。

- (2) 動物について

動物は、家畜、家きんの状態とともにその飼養管理に関する技術を、あわせて審査する。選賞は次の点を判断して行なうこと。

- ①動物の体型資質、産出能力がすぐれていること。
- ②動物の管理状態、管理技術がすぐれていること。
- ③出品者の経営が水準以上であること。

- (3) ほ場について

岡山畜産便り 1962.08

立毛、立木等の状態とともに、その栽培管理に関する技術をあわせて審査する。

(4) 技術について

技術は、個別技能、多収穫技術、体系的技術等について、記録、成績、台理性、安定性、普及性等技術そのものの良否を審査するとともに、技術が出品者の経営および地域社会に果たす役割についても十分考慮する。

(5) 経営について

経営全体を審査するとともに特に主部門の審査に重点をおき、その経営が地域社会に果たす役割についても十分考慮する。

6、審査には農業祭審査員団の審査員1名以上がその表彰行事の審査員の資格で参加する。

7、参加行事における審査と選賞を統一的行なうため、農業祭審査員団を設ける。

8、天皇杯の選賞資格をもつものは、その年度の9月末日にいたる間に、農業祭参加表彰行事において農林大臣賞を授与された出品財とする。